

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度の運営に関する実態調査」の結果に基づく勧告

－ 九州管内の実態 －

平成 27 年 9 月 8 日
総務省 九州管区行政評価局

総務省では、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の運営に関する実態を明らかにする観点から、発電設備の認定状況、電力系統への接続状況、固定価格買取制度に係る収支状況及び費用負担調整業務の実施状況を調査し、その結果を取りまとめ、本日、経済産業省に勧告を行いました。

九州管内においては、九州管区行政評価局（局長：小河 俊夫）及び管内 4 事務所（熊本、大分、宮崎及び鹿児島）が、平成 26 年 12 月から 27 年 3 月にかけて、九州経済産業局、電力会社、太陽光発電事業者を対象に調査を実施しました。

その結果、今回の勧告に結びついた事例として、i) 意図的未着工案件対策の回避防止等として禁止した「分割案件」のおそれのあるものを認定、ii) 電力会社が太陽光発電事業者に請求する工事費負担金の内訳の提示が不十分なものがみられました。

(注) 本行政評価・監視は、本省行政評価局、8 管区行政評価局等及び 12 行政評価事務所で実地調査（調査対象：経済産業省、8 経済産業局、9 電力会社、関係団体等）

※ 勧告及び結果報告書の全体版については、行政評価局のホームページに掲載されます。
以下の URL からアクセスいただけます。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka_nendo/h27.html

〔照会先〕 総務省 九州管区行政評価局
第二部第 3 評価監視官室
評価監視官 杉山 信政
電話：092-431-7095

再生可能エネルギーの固定価格買取制度の運営に関する実態調査の結果に基づく勧告（概要）

背景等

- 太陽光などの再生可能エネルギーの利用促進を図るため、再エネ特措法に基づき平成24年7月から固定価格買取制度（注1）を導入

（注1）電力会社が再生可能エネルギーにより発電された電気を固定価格で買い取る制度。買取りに必要な費用（実際の実買取費用から、再エネ電気を買取ることにより電力会社が支出を回避できた燃料費などの費用を除く。）は電気使用者から賦課金（経済産業大臣が定める単価×電気使用量で算出。通常の電気料金と合わせて負担）として徴収

- 再エネ発電設備の導入が着実に進む一方（注2）、買取価格を確定させながら太陽光パネルの価格低下を待って高い利益を得ようとするなどの意図で着工に至らない案件（「意図的未着工案件」）等が発生し、経済産業省が逐次、改善策を実施（注3）。また、電気使用者の負担は年々増加（注4）

（注2）運転開始した再エネ発電設備：平成24年6月末約2,060万kW → 27年3月末約3,936万kW（制度開始前の約1.9倍）。増加分の約97%が太陽光

- （注3）①太陽光発電設備について設備認定後一定期間内に設備未発注等の場合の認定取消し（平成25年9月～）
・失効（平成26年4月～）
②太陽光発電設備の買取価格の決定時期の見直し（平成27年2月～）
③「分割案件」の禁止（平成26年4月～）
④出力抑制を求めることができる発電設備の範囲見直し（平成27年1月～）等

（注4）賦課金総額：平成25年度実績 約3,190億円（標準家庭の場合、年額1,260円）
→ 27年度見込み 約1兆3,222億円（同5,688円）

勧告日：平成27年9月8日
勧告先：経済産業省

※ 調査対象：経済産業省
8 経済産業局
9 電力会社
関係団体等

九州管区行政評価局管内は、九州経済産業局、電力会社、太陽光発電事業者75

主な調査事項

発電設備の認定状況

電力会社への接続状況

主な調査結果

禁止した「分割案件」のおそれがあるものを認定

電力会社が太陽光発電事業者に請求する工事費負担金の内訳の提示が不十分

主な勧告

発電設備の認定の適正化

電力会社への接続に要する費用の透明性の確保

1 発電設備の認定の適正化

九州管区行政評価局管内の調査結果

結果報告書P28～31

○ 意図的未着工案件対策の回避防止等として禁止した「分割案件」(注)のおそれがあるものを認定。太陽光発電事業者に過剰な利益を与え、ひいては電気使用者の負担増加につながるおそれ

- ・平成26年5～11月までの間に認定された出力30kW以上50kW未満の太陽光発電設備数は、調査対象8 経済産業局管内で32,813設備、そのうち九州経済産業局の認定は7,868設備 (24.0%)
- ・「分割案件」のおそれがあるものが、調査対象8 経済産業局管内で1,451設備、九州経済産業局管内で404設備 (27.8%)
- ・九州経済産業局が、当該404設備について改めて確認したところ、「分割案件」のおそれがあると認めた設備数は379設備 (93.8%)、非該当25設備 (6.2%)

(注) 発電事業者が特段の理由がないのに同一の又は近接した場所において、例えば出力50kW未満になるよう発電設備を分割して設置しようと認定申請するもの。平成26年度から原則として禁止

(参考)

太陽光発電設備に適用される主な制度	出力50kW未満	出力50kW以上
電気主任技術者の選任	×	○
工事着工前までの保安規程の届出	×	○
設備認定後一定期間内に設備未発注等の場合の認定失効制度の適用	×	○

上記379設備 (いずれも出力30kW以上50kW未満) の約7割 (276設備) は出力45kW以上50kW未満。

該当する勧告

発電設備の認定時及び変更の届出時における「分割案件」ではないことの確認の徹底

2 電力会社への接続に要する費用の透明性の確保

九州管区行政評価局管内の調査結果

結果報告書P49～52

○ 電力会社が太陽光発電事業者に請求する工事費負担金の内訳（注1）の提示が不十分（注2）

- ・ 工事費負担金の内訳の提示がないものが、調査対象9 電力会社管内の調査対象161設備で15設備（9.3%）、そのうち、九州電力管内の調査対象57設備で2設備（3.5%（大分2））
- ・ 工事費負担金の内訳の提示が不十分なものが、調査対象9 電力会社管内の調査対象161設備で37設備（23.0%）、そのうち、九州電力管内の調査対象57設備で10設備（17.5%（福岡6、熊本3、宮崎1））

（注1）発電事業者が電力会社へ接続するために負担しなければならない電線、電力量計等の設置に要する費用（工事費負担金）が合理的かつ必要であることの根拠について、電力会社はその内訳を書面で発電事業者に示さなければならないとされている。

（注2）九州電力は、平成25年6月14日に社内通達により工事費負担金内訳の提示を全社内に指示していたが、その後も同内訳の提示が一部の営業所で不十分であったため、27年1月23日に社内通達を発出し、提示方法の統一を図っている。

該当する勧告

電力会社に対し、工事費負担金内訳の提示について指導

表 1-1 平成 26 年 5 月から 11 月末までの間に認定された 30kW 以上 50kW 未満の太陽光発電設備数

(単位：設備、%)

経済産業局名	平成 26 年 5 月から 11 月末までの間に認定された 30kW 以上 50kW 未満の太陽光発電設備数	割合
北海道経済産業局	303	0.9
東北経済産業局	2,030	6.2
関東経済産業局	10,847	33.1
中部経済産業局	3,139	9.6
近畿経済産業局	3,018	9.2
中国経済産業局	3,508	10.7
四国経済産業局	2,100	6.4
九州経済産業局	7,868	24.0
合計	32,813	100

- (注) 1 結果報告書 38 ページの表 2-(2)-⑦等による。
 2 「平成 26 年 5 月から 11 月末までの間に認定された 30kW 以上 50kW 未満の太陽光発電設備数」は平成 27 年 1 月 6 日時点の設備数であり、廃止された設備及び 26 年 3 月 31 日以前に到達した申請に係る設備は除く。
 3 四捨五入の関係で割合の合計は 100%とならない。

表 1-2 「分割案件」のおそれがあるが、「特段の理由の確認」を行っていない設備数

(単位：設備)

経済産業局名	平成 26 年 5 月から 11 月末までの間に認定された 30kW 以上 50kW 未満の太陽光発電設備数	左のうち、 A：「分割案件」のおそれがあり ((注) 5 の①～⑥に該当)、「特段の理由の確認」が必要であると考えられる設備数 B：Aのうち J P - A C ((注) 4) が「特段の理由の確認」を行っていない設備数							
		区分	①	②	③	④	⑤	⑥	合計
九州 経済産業局	7,868	A	228	126	47	8	8	5	422
		B	226	112	47	6	8	5	404

- (注) 1 結果報告書 38 ページの表 2-(2)-⑦による。
 2 「平成 26 年 5 月から 11 月末までの間に認定された 30kW 以上 50kW 未満の太陽光発電設備数」は平成 27 年 1 月 6 日時点の設備数であり、廃止された設備及び 26 年 3 月 31 日以前に到達した申請に係る設備は除く。
 3 「特段の理由の確認」とは、「分割案件」のおそれがあると判断した場合には、当該「分割案件」の申請者に対し、「分割案件」でないことを客観的に証する書類の提出を依頼する、申請を取り下げた上で関連する発電設備をまとめて一つの発電設備として再申請するよう依頼するなどの措置をいう。
 4 「J P - A C」とは、一般社団法人太陽光発電協会の代行申請センターのこと (以下同じ。) であり、経済産業省からの委託を受け、出力 50kw 未満の太陽光発電設備について、経済産業省の経済産業局又は内閣府沖縄総合事務局への電子申請を代行している。
 5 ①から⑥の区分については、次のとおり。
 ① 発電事業者名が同一かつ設備所在地が同一の設備
 ② 発電事業者名が同一かつ設備所在地が近接している設備
 ③ 発電事業者名が同一ではないが、代表者名、発電事業者住所又は設備名称が同一であり、かつ設備所在地が同一の設備
 ④ 発電事業者名が同一ではないが、代表者名、発電事業者住所又は設備名称が同一であり、かつ設備所在地が近接している設備
 ⑤ 発電事業者名的一方が法人名であり、他方は法人代表者と同一の私人であり、かつ設備所在地が同一又は近接している設備
 ⑥ 発電事業者名等は異なるが、設備所在地の区画が連続している設備

表 1-3 「分割案件」のおそれがあると認めた設備数

(単位：設備、%)

経済産業局名	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	合計
九州経済産業局	J P - A C が「特段の理由の確認」を行っていない設備数	226	112	47	6	8	5	404 (100.0)
	「分割案件」のおそれがあると認めた設備数	226	112	35	0	6	0	379 (93.8)
	「分割案件」ではないとした設備数	0	0	12	6	2	5	25 (6.2)

- (注) 1 結果報告書 42 ページの表 2-(2)-⑩による。
 2 ①から⑥の区分については、前掲表 1-2 と同じ。

表 1-4 「分割案件」のおそれがあると認めた 379 設備の出力別内訳

(単位：設備、%)

経済産業局名	出力 30kW 以上 45kW 未満	出力 45kW 以上 50kW 未満	うち出力 49kW 以上 50kW 未満	計
九州経済産業局	103 (27.2)	276 (72.8)	222 (58.6)	379 (100.0)

- (注) 結果報告書 42 ページの表 2-(2)-⑫による。

表 2-1 工事費負担金内訳の提示状況 (出力 10kw 以上 50kw 未満の発電設備)

(単位：設備、%)

発電設備 所在地	調査対象発電 設備数	資料が 確認 できた 設備数	工事費負担金内訳の提示状況											
			提示 有	提示 無	「提示無」の出力別状況				提示 内容 不十分	「提示内容不十分」 の出力別状況				
					10 kW ~	20 kW ~	30 kW ~	40 kW ~		10 kW ~	20 kW ~	30 kW ~	40 kW ~	
福岡県	16	11	5	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	6
熊本県	25	14	11	0	0	0	0	0	3	0	1	0	2	
大分県	16	12	10	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	
宮崎県	20	6	5	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	
鹿児島県	16	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	93	46	34	2	0	0	1	1	10	1	1	0	8	
割合		100	73.9	4.3					21.7					

- (注) 1 結果報告書 62 ページの表 3-⑧による。
 2 複数の設備について一括して工事費負担金の請求がなされた場合には、1 設備としてカウントしている。
 3 「資料が確認できた設備数」は、「調査対象発電設備数」から、平成 25 年 2 月以前に接続契約申込みの回答がなされた発電設備、工事費負担金内訳に係る資料が保管されていなかった発電設備等を除いた設備数である。
 4 「割合」は、「資料が確認できた設備数」の合計数に占める割合である。四捨五入の関係で合計は 100% とならない。

表 2-2 工事費負担金内訳の提示状況（出力 50kw 以上の発電設備）

（単位：設備、％）

発電設備 所在地	調査対 象発電 設備数	資料が 確認 できた 設備 数	工事費負担金内訳の提示状況										
			提示 有	提示 無	「提示無」の出力別状況				提示 内容 不十分	「提示内容不十分」 の出力別状況			
					50 kW～	500 kW～	1,000 kW～	2,000 kW～		50 kW～	500 kW～	1,000 kW～	2,000 kW～
福岡県	9	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分県	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎県	8	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	12	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	37	11	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
割合		100	100	0	/	/	/	/	0	/	/	/	/

（注）1 結果報告書 69 ページの表 3-⑫による。

2 複数の設備について一括して工事費負担金の請求がなされた場合には、1 設備としてカウントしている。

3 「資料が確認できた設備数」は、「調査対象発電設備数」から、平成 25 年 2 月以前に接続契約申込みの回答がなされた発電設備、工事費負担金内訳に係る資料が保管されていなかった発電設備等を除いた設備数である。

4 「割合」は、「資料が確認できた設備数」の合計数に占める割合である。